

自宅や就労施設等での障害者の就業機会の確保について 関係資料

- ・ 在宅就業障害者支援制度関係

在宅就業障害者支援制度について

論点

通勤等に困難を抱える障害者の就労機会の選択の幅を広げるとともに、そうした障害者の雇用への円滑な移行を進めていくことが重要である。

こうした観点から、在宅就業障害者支援制度の活用を促進するため、以下のとおり対応してはどうか。

- 在宅就業障害者支援制度の更なる活用を促進するためには、制度において重要な役割を果たしている在宅就業支援団体を増やしていくことが重要である。そのため、在宅就業支援団体等からの意見も踏まえ、登録要件の緩和（※1）、登録申請の手続の簡素化（※2）を行い、在宅就業支援団体の参入の促進を図ることとしてはどうか。

※1 在宅就業支援団体の登録のために必要な「在宅就業障害者の人数」及び「職員の人数」の見直しを行う。

※2 在宅就業支援団体の登録申請に必要な提出書類を一部削減し、登録申請に当たっての負担軽減を図る。

- 各労働局・ハローワークにおいて、在宅就業支援団体の支援を受けている障害者の雇用への移行ニーズを把握した上で、そのニーズを踏まえた支援を実施し、雇用への移行の促進を図ることとしてはどうか。

在宅就業障害者支援制度の活用促進について（案）

在宅就業支援団体の新規参入にあたって障壁となっている登録要件を緩和することで、在宅就業支援団体の参入を促進し、制度の更なる活用を図る。

「在宅就業障害者の人数」に関する要件の見直し

- 現在、在宅就業支援団体の登録に当たっては、常時10人以上の在宅就業障害者に対して継続的に支援を実施することを要件としている。一方、在宅就業障害者を10人以上確保できず団体登録に至らなかった事例や、登録団体においても在宅就業障害者が雇用に移行することにより当該要件を満たすことが困難になる事例がある。
- これらを踏まえ、在宅就業障害者の人数要件を見直すこととしてはどうか。

【在宅就業障害者支援制度に関するアンケート（令和2年12月実施）より】

- ✓ 団体の登録申請において苦慮した点 ……登録要件である在宅就業障害者の10人以上の確保（登録を受けている在宅就業支援団体からの回答）
- ✓ 団体の登録申請に至らなかった理由 ……常時10人以上の在宅就業障害者を確保できないため（都道府県労働局担当者からの回答）

「職員の配置人数」に関する要件の見直し

- 現在、管理者の配置に加え、関連業務への従事経験者を2名以上配置することを要件としているところ、人材の確保が困難であるという意見や、在宅就業障害者の人数要件を見直すことを踏まえ、従事経験者の配置人数の要件を見直すこととしてはどうか。

【在宅就業障害者支援制度に関するアンケート（令和2年12月実施）より】

- ✓ 団体の登録申請において苦慮した点 ……従事経験者の要件が厳しく、障害者の在宅就業の知識及び経験を有する者の確保が困難及び人件費の捻出が困難（登録を受けている在宅就業支援団体からの回答）

在宅就業障害者支援制度の活用促進について（案）

在宅就業支援団体の煩雑な申請手続を簡素化し、在宅就業支援団体の参入を促進し、制度の更なる活用を図る。

登録申請時の提出書類の削減

- 申請手続が煩雑であるため、在宅就業支援団体の登録申請で苦慮したという意見を踏まえ、登録申請時の提出書類を削減し、登録申請に係る団体の事務負担の軽減を図ることとしてはどうか。

【在宅就業障害者支援制度に関するアンケート（令和2年12月実施）より】

- ✓ 団体の登録申請において苦慮した点・・・申請書類や調査項目が多すぎて、申請手続きが煩雑（登録を受けている在宅就業支援団体からの回答）

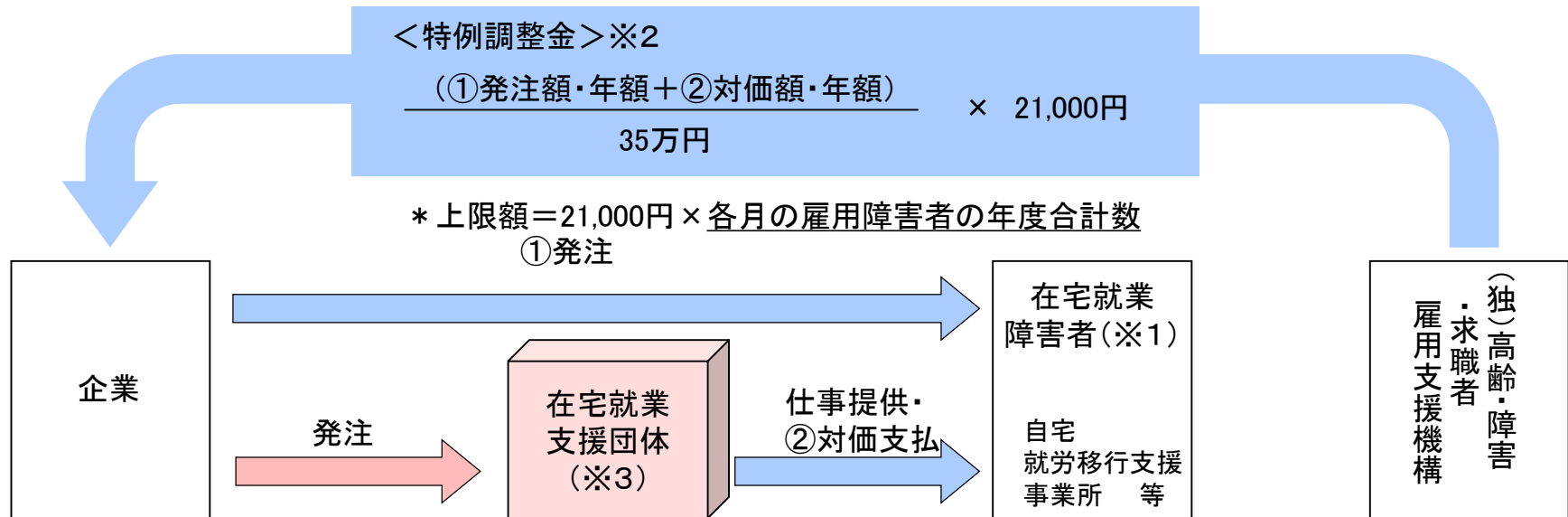
各労働局・ハローワークにおいて、在宅就業障害者への支援を実施し、雇用への更なる移行を図る。

雇用への移行を希望する在宅就業障害者に対する支援

- 各労働局・ハローワークにおいて、在宅就業支援団体の支援を受けている障害者の雇用への移行ニーズを適時に把握する。
- その上で、ニーズを踏まえたアセスメント、求人とのマッチングなど適切な職業指導を実施することとしてはどうか。

在宅就業障害者支援制度について

- 在宅就業障害者(※1)に仕事を発注する企業(常用労働者100人超)に対して、障害者雇用納付金制度において、在宅就業障害者特例調整金を支給する。
- 在宅就業支援団体を介して在宅就業障害者に仕事を発注する場合も、支給の対象となる。



※1 自宅や就労移行支援事業所等において就業する障害者(雇用されている者を除く)

※2 常用労働者100人以下の事業主で、障害者雇用率4%以上又は年間雇用障害者数が72人以上である事業主に対しては、在宅就業障害者特例報奨金を支給。支給額 = (①発注額・年額 + ②対価額・年額) / 35万円 × 17,000円。

※3 厚生労働大臣による在宅就業支援団体としての登録を受けた団体。当該団体は、在宅就業障害者の就業機会の確保・提供のほか、職業講習、就職支援等の援助を実施。令和3年6月現在、21団体。

<在宅就業支援団体の登録要件>

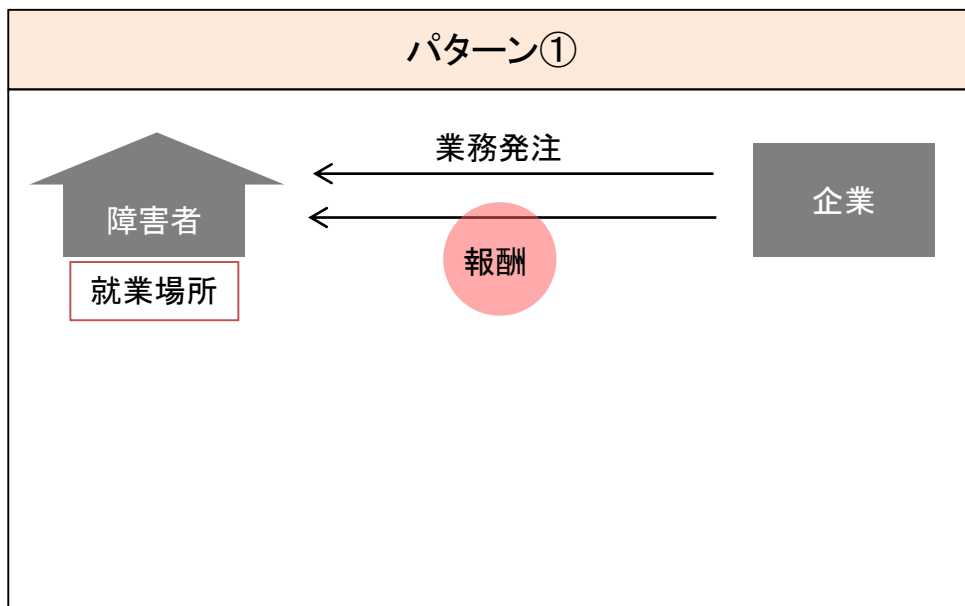
(1) 常時10人以上の在宅就業障害者に対して、次の業務の全てを継続的に実施していること。

- ・ 就業機会の確保・提供
- ・ 業務を適切に行うための職業講習又は情報提供の実施
- ・ 業務を適切に行うための助言その他の援助
- ・ 雇用による就業を希望者に対する助言その他の援助

(2) 実施業務の対象である障害者の障害に係る知識を有する者であって、当該障害者に援助を行う業務に1年以上従事し、かつ企業・福祉施設等において営業・購買等の業務に従事した経験等を有する従事経験者2人以上が(1)の業務を実施すること

(3) (2)に加え、在宅就業支援団体の事業所に常勤する1名の専任の管理者(従事経験者である者に限る。)が置かれていること

在宅就業障害者支援制度の対象となる発注パターン



パターン①

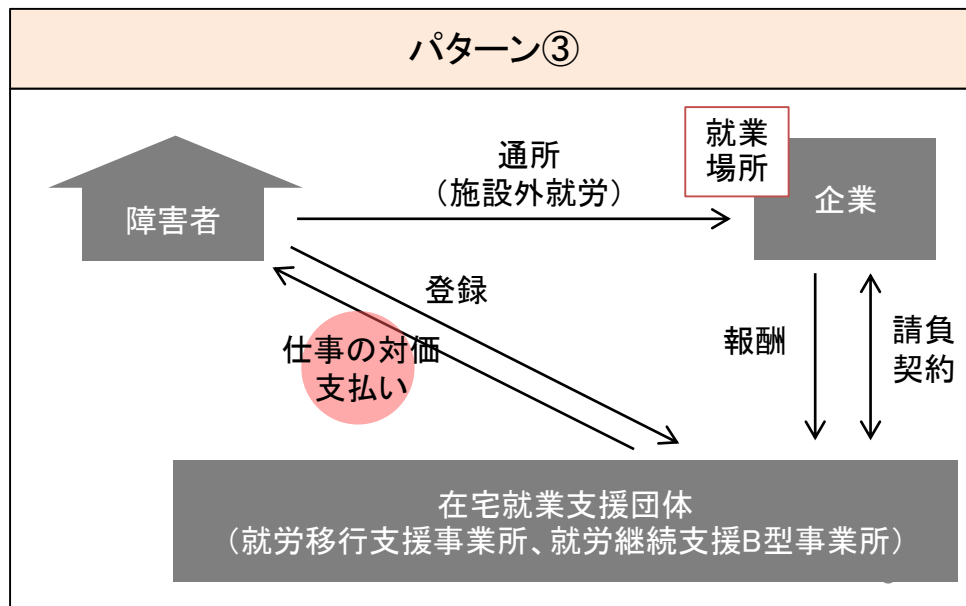
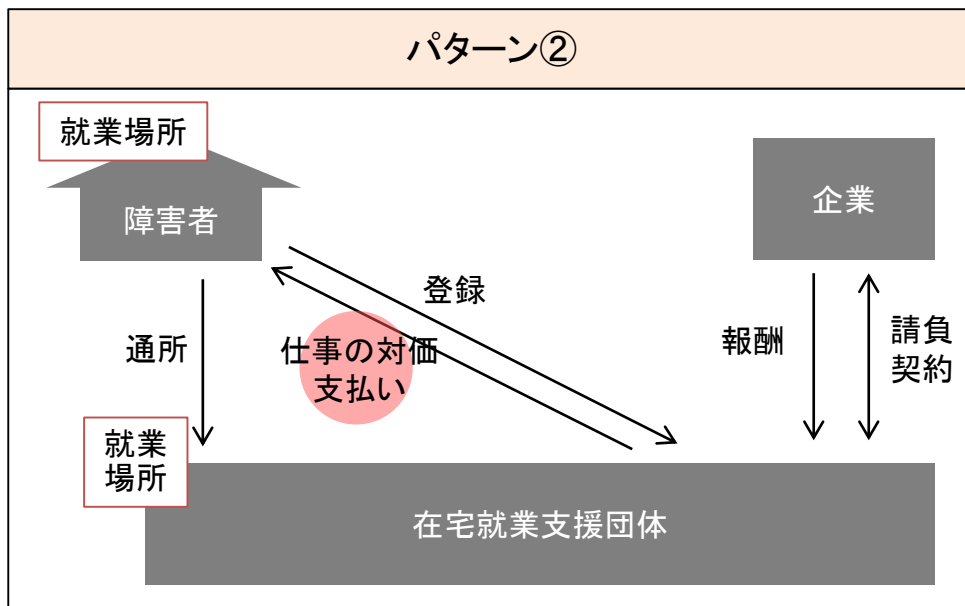
企業が在宅障害者に直接発注し、障害者は自宅において業務を行う。

パターン②

企業が在宅就業支援団体に発注する。団体に登録している障害者は、当該事業所または障害者の自宅において業務を行う。

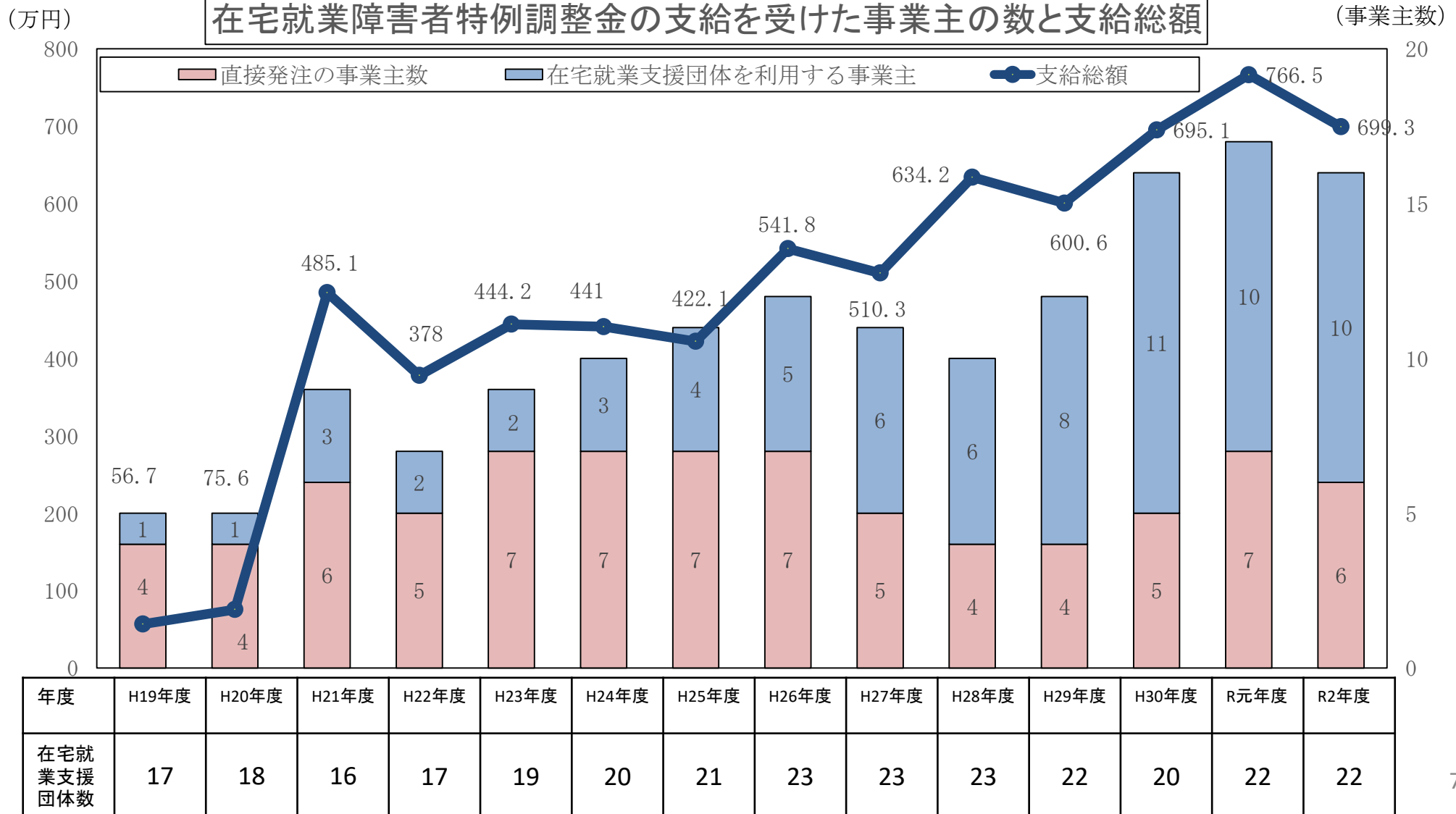
パターン③

企業が在宅就業支援団体に発注する。団体は就労継続支援B型事業等を行っており、団体に登録している障害者は、当該事業の利用者でもある。団体に登録している障害者は、施設外就労として、発注企業において業務を行う。



在宅就業障害者支援制度の活用実績

- 在宅就業障害者特例調整金及び報奨金の支給総額は、制度創設以来、全体的に増加している。
- 支給事業主数は伸び悩んでいる。また、制度創設時に比べて、在宅就業障害者に直接発注する事業主よりも、在宅就業支援団体を利用する事業主の方が多くなっている。



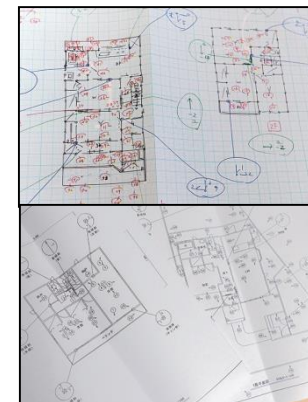
在宅就業障害者の事例

事例① 直接発注

- ・ 事業会社を立ち上げた1年後に網膜色素変性症を発症した障害者が、その会社からの業務委託として在宅で就業。
- ・ 在宅障害者は、15台のサーバ管理とユーザーサポートの業務を担当。
- ・ 2週間に1度程度、電話やスカイプで仕事の進捗等を互いに確認している。

事例② 直接発注

- ・ 両手・両足の運動機能障害がある障害者が、在宅で業務を受注。
- ・ 手書き図面をCADシステムによりPC上でトレースする業務を月に2～3回受注し、10件前後を納品。
- ・ 在宅障害者は、職業能力開発校において、CAD操作と建築の基礎を学び、一度就職するも、通勤が厳しいと感じ、地元で在宅就業を行う。



手書き図面(上)とトレース図面(下)

事例③ 障害者支援団体を介した発注

- ・ モバイルに特化した企業において、ユーザーの投稿物に不適切な内容がないかを監視するモニタリング業務を在宅就業で実施。
- ・ 東京の企業が、長野の障害者支援団体を介して発注。
- ・ 企業は在宅就業をトライアルと位置づけ、平成30年1月1日までに9名が正社員として採用。

事例④ 障害者支援団体を介した発注

- ・ 食品スーパーにおいて、在宅就業支援団体を介して、施設外就労として計9名の障害者を受入れ。
- ・ バックヤード業務や店内清掃等の業務を発注し、障害者は各店舗月1～2回のペースで、11店舗をまわる。
- ・ 指導役として在宅就業支援団体の職員を1名配置。
- ・ この施設外就労をステップに就職する障害者もいる。



參考資料

在宅就業障害者支援制度に関するアンケート結果① –在宅就業支援団体、都道府県労働局回答–

- 令和2年12月に、全国の在宅就業支援団体及び各都道府県労働局に対し、在宅就業障害者支援制度に係るアンケートを実施。
- 在宅就業支援団体の登録に当たっては、申請手続きの煩雑さ、登録要件や経費の確保が課題となっている。

団体の登録申請において苦慮した点

(在宅就業支援団体回答)

- **申請手続きの煩雑さ**
 - ・ 制度が複雑で理解するのに時間がかかる。申請書類や、調査項目が多すぎる
 - ・ 在宅就業障害者の個人情報（手帳の写し等）を収集するに当たり、本人の理解が得られず、説明に苦慮した等
- **在宅就業支援団体の登録要件**
 - ・ 手帳所持者に限定されているなど、登録要件である在宅就業障害者の10人以上の確保に苦慮
 - ・ 就労継続支援B型の事業所の場合、就労継続支援A型への移行計画を作成する必要があったこと（※）
- **管理者等の確保**
 - ・ 従事経験者の要件が厳しく、障害者の在宅就業の知識及び経験を有する者の確保が困難
 - ・ 管理者等3名の確保と人件費の捻出が困難
- **団体側の事務的な経費等の捻出が困難**
 - ・ 実施業務を行うために必要な設備（実施業務を行うのに必要な事務所、在宅就業障害者との連絡を行うための通信施設等）を有することとする規定があるが、経費の補助がない

団体の登録申請に至らなかった理由

(都道府県労働局担当者回答)

- **登録要件を満たしていない**
 - ・ 新規に事業立ち上げの場合、常時10人以上の在宅就業障害者を確保できない
 - ・ 在宅就業障害者に係る業務実績の不足
- **事務手続きの煩雑さ**
 - ・ 在宅就業障害者及び発注元事業主双方との契約の締結が必要

※在宅就業障害者支援制度の対象となる場所の要件は、自宅、障害者が物品製造業務を実施するために必要な施設及び設備を有する場所、職業準備訓練が行われる場所のほか、下記の通り。

①就労移行支援事業所

②就労継続支援B型事業所（就労移行支援体制加算の対象となっている事業所又は、都道府県の定める工賃向上計画以上の目標を設定した工賃向上計画を策定しており、就労継続支援A型事業所への移行計画を策定している又は就労継続支援B型計画において雇用への移行を目指す利用者がいると見込まれる事業所に限る）

③地域活動支援センター（都道府県の定める工賃向上計画以上の目標を設定した工賃向上計画を策定しており、就労継続支援A型事業所への移行計画を策定している又は利用者ごとの支援計画において雇用への移行を目指す利用者がいると見込まれる事業所に限る）

- 登録団体数を増やすための方策や制度の課題として、在宅就業支援制度の名称変更や、団体の申請登録要件、在宅就業障害者特例調整金の支給要件の見直し、在宅就業支援団体の負担軽減等があげられている。

在宅就業障害者支援制度の課題等

(在宅就業支援団体回答)

- 制度の名称変更**
 - ・障害者の自宅以外の就労（施設外就労や団体の事業所）も対象に含まれるため、制度の目的が不明確
- 在宅就業支援団体制度の周知・認知度の向上**
 - ・障害者や企業向けの分かりやすい簡単な資料を作成する
 - ・複雑な制度のため、専門の相談窓口を設置する
 - ・社会的認知度が上がるように広報を行う
- 登録申請要件の見直し**
 - ・在宅就業支援団体の登録申請時の書類を減らす
 - ・業績実績がないと登録できないため、新規参入が困難
 - ・スキルが高い者は企業に就職し、本制度を活用して就労する人材に限られるため、就労継続支援A型事業所の利用者も対象とする
 - ・手帳を所持していないが診断を受けている障害者も制度の対象とする
- 特例調整金の支給要件等の見直し**
 - ・発注額が小さいと特例調整金が支給されないため、少額発注でも特例調整金の支給対象とすべき
- 在宅就業支援団体の負担軽減**
 - ・在宅就業支援団体になると企業からの業務受注が増えるようなシステムに見直すべき
 - ・定期報告や、在宅就業支援団体から企業に交付する発注証明書等の事務作業が多いが、当該作業に要する支援団体への報酬がない
 - ・新規の発注企業開拓のための人員や、必要な設備投資の費用の確保ができないが、管理者や指導員の人件費、在宅就業障害者への訓練に係る費用の助成がない
- 発注額に応じて、発注元企業への障害者法定雇用率に算定する**

○在宅就業障害者のスキルや意欲の向上や、仕事の発注元企業等への就職に結びつく事例もあり、一般就労に繋がる効果が見られている。

在宅就業障害者
の一般就労に
繋がる効果

(在宅就業支援団
体回答)

○ **在宅就業障害者のスキルや意欲の向上**

- ・ スキル向上のための意欲が高まった
- ・ 障害者のスキルや業務への対応力が高まった
- ・ 仕事への自信がついた

○ **就職に結びついた**

- ・ 必要なスキルを身につけ、企業へ在宅勤務での就職ができた
- ・ 在宅就業障害者が業務の成果や就業意欲を評価され、発注元企業へ就職した
- ・ 発注元企業（施設外就労）との契約の際に、将来的に障害者を直接雇用することを目的であると思意確認して、定期的に発注元との直接雇用に結びつけている